

新潟市北区と新潟食料農業大学との連携協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市北区と新潟食料農業大学との連携に関する協定書（以下、「協定書」という。）第3条第2項の規定に基づき、新潟市北区と新潟食料農業大学との連携協議会（以下「連携協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書第2条に掲げる分野において、連携・協力して行う事業に関すること。
- (2) その他新潟市北区と新潟食料農業大学との連携に関すること。

(組織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 新潟市北区長から推薦された者 若干人
- (2) 新潟食料農業大学長から推薦された者 若干人

(議長)

第4条 連携協議会に議長を置き、委員の中から互選する。

- 2 議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 議長は、連携協議会を招集する。
- 4 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、年1回程度開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

- 2 連携協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 連携協議会に関する事務は、新潟市北区においては北区役所地域総務課が、新潟食料農業大学においては社会連携推進課がそれぞれ処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月12日から実施する。